

静岡県告示第731号

静岡県広域団体認定訓練助成金支給要綱（平成13年静岡県告示第392号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第3 助成対象団体</p> <p>助成金は、次の(1)から(8)までに該当する認定訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められる広域団体に対して支給する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 上記(1)から(8)までの規定にかかわらず、上記(1)から(8)までに該当する広域団体が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の支給の対象としない。</p> <p>ア 助成金の支給に係る広域団体において、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）の規定に基づく助成金（以下「<u>雇用関係助成金</u>」という。）の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で、当該不正受給に係る<u>雇用関係助成金</u>について、不支給とした日又は支給を取り消した日から5年が経過していない広域団体。ただし、支給を取り消した日から5年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで助成金を支給しない期間を延長する。</p> <p>また、不正受給を行った<u>事業主等</u>の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である</p>	<p>第3 助成対象団体</p> <p>助成金は、次の(1)から(8)までに該当する認定訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められる広域団体に対して支給する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 上記(1)から(8)までの規定にかかわらず、上記(1)から(8)までに該当する広域団体が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の支給の対象としない。</p> <p>ア 助成金の支給に係る広域団体において、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）の規定に基づく助成金（以下「<u>雇用保険二事業助成金</u>」という。）の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で、当該不正受給に係る<u>雇用保険二事業助成金</u>について、不支給とした日又は支給を取り消した日から5年が経過していない広域団体。ただし、支給を取り消した日から5年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで助成金を支給しない期間を延長する。</p> <p>また、不正受給を行った<u>事業主又は事業主団体</u>（以下「<u>事業主等</u>」という。）の役員等（事業主等が個人である場合はそ</p>

場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者。ただし、偽りその他不正行為に関与した者に限る。)が広域団体等の役員等になっている場合は、役員等になっている広域団体等に対し同期間支給しない。

イ・ウ (略)

エ 風俗営業等関係広域団体 (以下の(7)又は(4)に該当する者をいう。)

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第4項に規定する接待飲食等営業 (同条第1項第1号に該当するものに限る。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業 (同条第6項第1号、第2号若しくは第3号、第7項第1号、第9項又は第10項に該当するものに限る。)等を行っている広域団体において、①接待業務、②異性の客に接触する役務に係る業務、③性的な行為を表す場面若しくは衣服を脱いだ人の姿態を見せる業務又は性的好奇心を満たすための交際・会話を希望する者に対する音声による会話の業務に従事する者を対象労働者として、助成金の支給を受けようとする広域団体

(4) 助成金の支給に係る広域団体において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業 (同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同

の者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者。ただし、偽りその他不正行為に関与した者に限る。以下同じ。)が広域団体の役員等 (広域団体が法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、広域団体が法人でない場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)になっている場合は、役員等になっている広域団体に対し同期間支給しない。

イ・ウ (略)

エ 風俗営業等関係広域団体

助成金の支給に係る広域団体において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第4項に規定する接待飲食等営業 (同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業 (接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと (当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業に限る。)を行っている広域団体

ただし、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の一部である場合を除く。

じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）
を行っている広域団体

ただし、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の一部である場合を除く。

オ 暴力団関係広域団体（以下の(7)又は(4)に該当する者をいう。以下同じ。）

(7) 暴力団が実質的に経営を支配する広域団体

広域団体又は広域団体の役員等（広域団体が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(4) 暴力団が実質的に経営を支配する広域団体に準ずる広域団体

a 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている広域団体

オ 暴力団関係広域団体（以下の(7)又は(4)に該当する者をいう。以下同じ。）

(7) 暴力団が実質的に経営を支配する広域団体

広域団体又は広域団体の役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(4) 暴力団が実質的に経営を支配する広域団体に準ずる広域団体

a 広域団体の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている広域団体

b 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している広域団体

c 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている広域団体

d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している広域団体

カ 広域団体又は広域団体の役員等（広域団体が、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った、又は行うおそれがある団体等に属しているとき。

キ・ク （略）

第4 助成対象経費

助成金は、認定訓練に要する経費のうち、次の各号に掲げるものを助成対象として支給する。

(1) （略）

(2) 集合して行う学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借り上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の購入等に要する経費（以下「2号経費」という。）

ア 建物の借り上げ、修繕等に要する経費

イ 測定器具、実験器具、体育訓練用機械器具等、訓練に直接必要な機械器具の購入、借り上げ又は修繕に要する経費

ウ （略）

(3) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同

b 広域団体の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している広域団体

c 広域団体の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている広域団体

d 広域団体の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している広域団体

カ 広域団体又は広域団体の役員等が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った、又は行うおそれがある団体等に属しているとき。

キ・ク （略）

第4 助成対象経費

助成金は、認定訓練に要する経費のうち、次の各号に掲げるものを助成対象として支給する。

(1) （略）

(2) 集合して行う学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の購入等に要する経費（以下「2号経費」という。）

ア 建物の借上げ、修繕等に要する経費

イ 測定器具、実験器具、体育訓練用機械器具等、訓練に直接必要な機械器具の購入、借上げ又は修繕に要する経費

ウ （略）

(3) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同

学習に要する経費（以下「3号経費」という。）

ア・イ （略）

上記に掲げる経費については、訓練を実施する広域団体が訓練生としての自覚を高めその定着を促進するために行う研修会、講演会、表彰式、技能コンクール、作品展示会等への参加経費を含むものであること。また、職業能力開発協会で実施する職業能力開発促進大会、研修会等への参加経費についても含まれることとすること。

ただし、海外で行われるものは、除外するものであること。

(4)・(5) （略）

第5 支給額

(1) 支給額

助成金の額は、上記第4の助成対象経費の合計額の2分の1に相当する額（その額が、別表1の左欄及び中欄に掲げる職業訓練の種類及び訓練課程ごとに同表の右欄に掲げる額により算定して得た額の合計額を超えるときは、当該合計額）とする。

ただし、全国団体に係る助成金にあっては、上記第4の助成対象経費の合計額の3分の2に相当する額（その額が、別表2の左欄及び中欄に掲げる職業訓練の種類及び訓練課程ごとに同表の右欄に掲げる額により算定して得た額の合計額を超えるときは、当該合計額）とする。

(2) 他の助成との調整

助成金の支給を受けることができる広域

学習に要する経費（以下「3号経費」という。）

ア・イ （略）

この経費については、訓練を実施する広域団体が訓練生としての自覚を高めその定着を促進するために行う研修会、講演会、表彰式、技能コンクール、作品展示会等への参加経費を含むものであること。また、職業能力開発協会で実施する職業能力開発促進大会、研修会等への参加経費についても含まれることとすること。

ただし、海外で行われるものは、除外するものであること。

(4)・(5) （略）

(6) 広域団体の都合によらない災害その他やむを得ない事由により、訓練を中止又は中断し実施できなかった場合について、既に要した経費は助成対象とするものであること。

第5 支給額

(1) 支給額

以下により算定した額のうち、いずれか低い額を支給額とする。

ア 第4の助成対象経費の合計額の2分の

1（全国団体は3分の2）に相当する額

イ 別表1（全国団体は別表2）の左欄

「職業訓練の種類」及び中欄「訓練課程」

ごとに同表の右欄に掲げる額により

算定して得た額の合計額

(2) 他の補助金等との調整

助成金の支給を受けることができる広域

団体が、同一の事由により、雇保則第123条に規定する認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成又は援助を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しないものとする。

第6 支給事務手続

(1)～(3) (略)

(4) 不正受給による助成金の返還

ア 知事は、助成金の支給を受けた広域団体が、偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けたことが明らかになった場合には、様式第5号による広域団体認定訓練助成金支給決定取消及び返還通知書により、当該広域団体に対して支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消す旨の通知を行うとともに、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

なお、不正受給により受け取った額の返還に加え、当該返還額の2割に相当する額の請求を行う。

イ (略)

団体が、同一の事由により、雇保則第123条に規定する認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成又は援助を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しないものとする。

第6 支給事務手続

(1)～(3) (略)

(4) 不正受給による助成金の返還

ア 知事は、助成金の支給を受けた広域団体が、偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けたことが明らかになった場合には、様式第5号による広域団体認定訓練助成金支給決定取消及び返還通知書により、当該広域団体に対して支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消す旨の通知を行うとともに、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

なお、不正受給により受け取った額の返還に加え、当該返還額の20パーセントに相当する額の請求を行う。

イ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号の2中「申請した雇用関係助成金」を「申請した雇用保険二事業助成金」に、「役員等がいる。」を「広域団体の役員等がいる。」に改め、「（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）」を削り、「役員等が、自己」を「広域団体の役員等が、自己」に、「役員等が、暴力団又は」を「広域団体の役員等が、暴力団又は」に、「13 雇用関係助成金」を「13 広域団体認定訓練助成金」に、「労働局」を「県」に、「14 役員等」を「14 広域団体の役員等」に、「役員等一覧」を「広域団体の役員等一覧」に、「及び役員等の氏名、役職が確認できる役員名簿等」を「又は同内容の記載がある書類」に、「5パーセント」を「3パーセント」に、「適用事業所に係る」を「広域団体は」に、「広域団体の役員等（広域団体が法人である場合は役員、団体である場合は代表者又は理事等であって、役員名簿等に記載があるもの）に、他の事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）の役員等」を「広域団体の役員等に、他の事業主等の役員等」に、「当該役員等」を「広域団体の役員等」に、「次の(1)又は(2)に」を「次に」に、

「 9 「10」及び「11」における「役員等」とは、広域団体が法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者又は理事等その他経営に実質的に関与している者をいいます。

10 「12」における「倒産」とは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがされること等の事態をいいます。

11 「13」における「公表」は、広域団体が行った不正受給について、次の(1)から(4)までの事項を、原則静岡県のホームページに掲載することにより行います。

- (1) 不正受給を行った広域団体の名称及び代表者氏名
- (2) 不正受給に係る広域団体の名称、所在地及び事業概要
- (3) 不正受給に係る助成金の名称、支給を取り消した日及び返還を命じた額及び返還状況
- (4) 広域団体が行った不正の内容

を

ホームページへの掲載は、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して、5年が経過するまでの期間行います。ただし、支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合（時効が完成している場合を除く。）は納付の日まで期間を延長します。

12 「14」における役員等とは、「6」と同様、広域団体が法人である場合は役員、団体である場合は代表者又は理事等であって、役員名簿等に記載があるものをいいます。

13 「4」～「12」で「はい」に「○」を付けた場合は、助成金の支給を受けることはできません。また、「13」及び「14」で「いいえ」に「○」を付けた場合も、助成金の支給を受けることはできません。

」

「 9 「12」における「倒産」とは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがされること等の事態をいいます。

10 「13」における「公表」は、広域団体が行った不正受給について、次の(1)から(4)までの事項を、原則静岡県のホームページに掲載することにより行います。

- (1) 不正受給を行った広域団体の名称及び代表者氏名
- (2) 不正受給に係る広域団体の所在地及び事業概要
- (3) 不正受給に係る助成金の名称、支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還状況
- (4) 広域団体が行った不正の内容

に

ホームページへの掲載は、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して、5年が経過するまでの期間行います。ただし、支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合（時効が完成している場合を除く。）は納付の日まで期間を延長します。

11 「4」～「12」で「はい」に「○」を付けた場合は、助成金の支給を受けることはできません。また、「13」及び「14」で「いいえ」に「○」を付けた場合も、助成金の支給を受けることはできません。

」

改め、

「（注1） 「役員等」とは、広域団体が法人である場合は役員、団体である場合は代表者又は理事等であつて、役員名簿等に記載があるものをいいます。 を

（注2） 法人又は団体の場合は、役員等名又は役職が確認できる役員名簿等を添付してください。 」
削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県広域団体認定訓練助成金支給要綱の規定は、令和2年4月1日以後に終了した認定訓練について適用する。